自由金利型定期預金 (M型) 規定: 単利型

1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金 (M型) (以下「この預金」といいます。)は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日と したこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年 定期預金(M型)」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができ ます。

- A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印 して通帳または証書とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- C. 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金 (M型) と満期日を同一にするこの預金 (以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、 中間利息定期預金の利率は、中間利払日における店頭表示の利率を適用します。
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6 か月以上1年未満 約定利率×50% C. 1年以上3年未満 約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日

としたこの預金の場合

A. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%F. 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日 としたこの預金の場合

A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%

G. 3年以上5年未満 約定利率×90%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%

C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%

D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%

E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%

F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%

G. 3年以上4年未満 約定利率×80%

H. 4年以上5年未満 約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、次により取扱います。
 - ① 通帳の場合は、中間利息定期預金の内容を中間利払日以後通帳が提出されたときに記載します。証書の場合は、中間利息定期預金の証書を発行しないこととし、その内容を別途に連絡します。
 - ② 印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ③ 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、提出してください。

4. (この規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上